

ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験

(警察庁生活安全局保安課)

1. 制度の概要

設備を設けて客にダンスをさせる営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、風俗営業として規制の対象とされているが、いわゆる「ダンススクール(ダンス教授所)」のようなダンス教師(一定の要件を満たす者に限る。)が客にダンスを教授する営業については、規制対象から除外されている。このダンス教師の要件については、社団法人全日本ダンス協会連合会及び財団法人日本ボールルームダンス連盟が行う講習であって国家公安委員会が指定するものの修了者又はこれらの法人が同講習の修了者と同等の能力を有する者として国家公安委員会に推薦した者(これらの法人が行う試験であって国家公安委員会が指定するものの合格者等)に限定されている。

2. 指定、登録等の基準

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

(用語の定義)

第2条 (略)

一～三 (略)

四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)

五～八 (略)

2～11 (略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)

(法第2条第1項第4号の政令で定めるダンスの教授に関する講習)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項第4号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、社団法人全日本ダンス協会連合会(昭和60年5月30日に社団法人全日本

ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。)又は財団法人日本ボールルームダンス連盟(平成4年3月24日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。)がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。

(法第2条第1項第4号の政令で定める者)

第1条の2 法第2条第1項第4号の政令で定める者は、社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が前条に規定する講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年
国家公安委員会規則第1号)

(指定の基準等)

第1条の2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第1条の規定による指定(第1条の8までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする特定講習団体(社団法人全日本ダンス協会連合会(昭和60年5月30日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。)又は財団法人日本ボールルームダンス連盟(平成4年3月24日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。)をいう。以下同じ。)の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授講習(ダンスの教授に関する講習をいう。以下同じ。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一 ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象とするものであること。

二 その内容が、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成するために必要な技能及び知識の向上を図る上で、適正かつ確実であると認められること。

三 その実施に関し、適切な計画が定められていること。

四 当該講習における指導に必要な能力を有すると認められる者が講師として講習の業務に従事するものであること。

五 全国的な規模においておおむね毎年二回以上実施されるものであること。

(推薦の方法)

第2条 令第1条の2の規定による推薦は、特定講習団体が行うダンス教授試験(ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。)であつて国家公安委員会が指定するものに合格した者について、その者の氏名、住所及び生年月日(以下「氏名等」という。)を記載した名簿を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定によるほか、特定講習団体は、その者からの申出により、国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他の前項に規定する者と同等の能力を有すると認められる者について、その者の氏名等及びその者が同項に規定する者と同等の能力を有すると認めた理由を記載した推薦書並びにその理由を疎明する書類を国家公安委員会に提出することにより、推薦を行うことができる。

(指定の基準等)

第2条の2 前条第1項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)は、指定を受けようとする特定講習団体の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授試験が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一 ダンスを正規に教授する能力を修得しようとする者を対象とするものであること。

二 ダンスを正規に教授する能力を有するかどうかを判定することを目的として行うものであること。

三 その実施に関し、適切な計画が定められていること。

四 当該試験における判定に必要な能力を有すると認められる者が試験員として試験の業務に従事するものであること。

五 全国的な規模においておおむね毎年一回以上実施されるものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人 全日本ダンス協会 連合会	平成 10 年 11 月	東京都港区新橋 1 丁目 18 番 19 号 キムラヤオオツ カビル 8 階 (03-3506-8866)	ダンスの技能や知識に関し一定の水準以上にあることを適切かつ公正に判断することが可能な、人的、物的及び財政的基盤を有する全国的規模の団体で、かつ、当該判断が単に利益追求のために安易になされることがない公益性の高い団体として認められたため。
財団法人 日本ボールルーム ダンス連盟	平成 10 年 11 月	東京都中央区日本橋浜町 2 丁目 33 番 4 号 日本ダ ンス会館 3 階 (03-5652-7351)	ダンスの技能や知識に関し一定の水準以上にあることを適切かつ公正に判断することが可能な、人的、物的及び財政的基盤を有する全国的規模の団体で、かつ、当該判断が単に利益追求のために安易になされることがない公益性の高い団体として認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
社団法人全日本ダンス協会連合会 講習：70,000 円 認定試験：60,000 円	人件費、物件費その他の経費から算出
財団法人日本ボールルームダンス協会連合会 講習：70,000 円 認定試験：30,000 円	人件費、物件費その他の経費から算出

6 . 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 21 年度)
改善すべき事項は特になし。

7 . 政策評価
平成 23 年度末までに実施予定